

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

豊中市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容 ※	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） 【賦課に関する事務】 個人住民税は、賦課期日（1月1日）時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行い、以下の事務により管理を行うものである。 ①課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書等）を収集する。（窓口や郵送での書類の受入、eLTAXや国税連携、サービス検索・電子申請機能での受領） ②課税資料の内容を基幹システムにデータ入力する。 ③課税資料から個人を特定した一意の番号で賦課期日現在の宛名情報と突合させる。 ④賦課期日現在本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、合算内容を確認・修正する。 ⑥賦課決定を行い、税額決定通知書を送付する。 ⑦税額決定通知書を送付する。（特別徴収の場合は、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。） ⑧生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受付して減免を行う。 ⑨納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 ⑩特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 ⑪未申告者への申告勧奨や申告内容の調査を行う。 【税収納・納税管理に関する事務】 ①納税情報を管理する。 ②納期限を過ぎても完納されない場合は、納税者に督促状を送付する。 ③過納付・納入もしくは、誤納付・納入が生じた場合、還付・充当を行う。 【証明に関する事務】 課税証明書、納税証明書の交付請求に基づき、課税状況・納付状況を確認し証明書を交付する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム（税総合システム）
②システムの機能	【課税処理】 ・課税資料登録機能 納税義務者等から提出される課税資料を登録する。 ・課税機能 申告情報等の各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・通知書作成機能 - i 普通徴収納税義務者宛の納税通知書を送付する。 - ii 特別徴収義務者及び特別徴収納税義務者宛の税額決定通知書を送付する。 ・異動情報受付登録機能（特別徴収者） 特別徴収義務者からの異動届出書を基に徴収方法の変更を行う。 ・減免申請受付登録機能 減免申請書を基に審査結果を登録する。 ・更正（税額変更）機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行い、税額変更通知書を送付する。 【発行・通知】 ・証明書発行機能 交付請求に応じて課税（非課税）証明書を出力する。

	・通知書発行機能 納税通知書兼変更通知書、各種照会書(扶養照会等)を出力する。 【参照】 ・参照機能 - i 課税台帳から、所得、控除、税額、期割等を参照する。 - ii 事業所情報を参照する。 【統計・調定】 ・統計資料作成機能 必要な統計資料を作成する。 ・調定表作成機能 課税処理結果を基にした調定表を出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (イメージ管理システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税宛名システム(税総合システム)
②システムの機能	【宛名照会機能】 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報、個人番号を照会する。 【住登外者の登録・更新機能】 住登外者の宛名情報・個人番号を登録・更新する。 【住記連携機能】 住民記録システムの異動データから税宛名システムへ連携する。 【宛名情報連携機能】 共通基盤システムを介して、団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する。 住民記録システムの異動データから税宛名システムへ連携する。 【口座振替管理機能】 口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	収納管理システム(税総合システム)
②システムの機能	【収納管理事務機能】 ・個人住民税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 ・住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。 【還付・充当事務機能】 ・過納付・納入もしくは誤納付・納入が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。 住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 【証明書発行機能】 ・交付請求に応じて、納税証明書を発行する。 【督促状発行機能】 ・地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等に送る督促状を出力する。 【参照・収納情報参照機能】 ・課税・収納情報等を参照する。

	【各種資料作成機能】 ・収入日計表、収入月計表等の各種会計資料を作成する。 ・必要な統計資料を作成する。 【決算処理機能】 ・調定額、収入額について、最終的な計算を行い決算額を確定する。 ・不納欠損を除いた滞納分については、翌年度への繰越処理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)
②システムの機能	地方税における電子申告、電子申請・届出、電子納税に係るデータが、地方税共同機構からeLTAXを通じて送信され、受信サーバーのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 I 給与支払報告書や公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書のダウンロード機能 II 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)のアップロード機能 III 申告データ審査・照会機能 IV 申請・届出データ審査・照会機能 V 電子納税データ連携機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)が、国税庁から地方税共同機構を経由して送信され、受信サーバーのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送、扶養是正情報・住民登録外課税通知の送受信などを行っている。 I 確定申告データ(e-Taxデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 II 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 III 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 IV 団体間回送機能 V 扶養是正情報・住民登録外課税通知の送受信機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

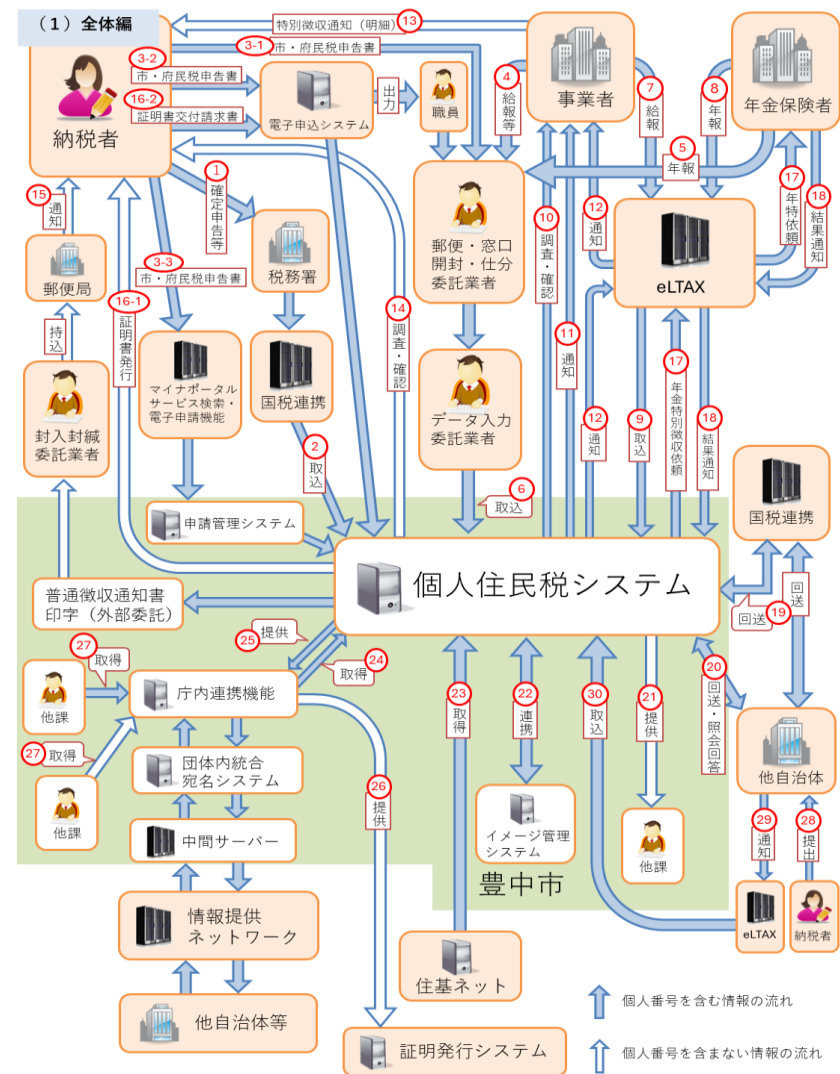
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	課税資料(所得税確定申告書、市・府民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を取り込んで名寄せし、一元管理するシステム。 紙の資料については、スキャナを使って画像を取り込む。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム7	
①システムの名称	共通基盤システム・オブジェクトストレージ (庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。 2. コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。 3. 各業務システムとの情報連携機能 ・各業務システムの情報を税総合システムに連携する。 ・各業務システムに個人住民税情報を連携する。 4. 団体内統合宛名システム(以下「宛名システム」という。)との情報連携機能 個人番号、氏名、住所、性別、生年月日(以下4情報)、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。 5. 中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報照会者に提供するための個人住民税情報を中間サーバーに連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)
システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム (宛名システム)
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として、団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。 2. 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。 3. 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。 4. 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (住民情報系の各業務システム、中間サーバー)

システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 どの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	【本人確認情報検索】 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 【機構への情報照会】 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	確定申告Vシステム
②システムの機能	確定申告書データを取込し、イメージ管理システムへの連携と、税総合システムへ取り込みするためのデータを作成するシステム。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (イメージ管理システム)

システム12	
①システムの名称	電子申込システム
②システムの機能	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。このシステムを使用し、市・府民税申告書の電子申告や各種証明書の電子での交付請求及び市税過誤納金の電子での還付請求を受付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム13	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (e-Gov電子申請サービス)
システム14	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1. 申請データ取込み機能 ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (サービス検索・電子申請機能)
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル、(2)収納管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納税業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関にて利用されるため。 ・過誤納還付金を、登録済の公金受取口座への振込を希望する納税者に対応するため。
②実現が期待されるメリット	・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。 ・過誤納還付金振込口座の確認において、事務の効率と正確性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(別表第24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第9号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課・税務管理課
②所属長の役職名	市民税課長・税務管理課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

(1) 全体編

- ① 確定申告書・修正申告書・更正の請求・法定支払調書等が提出される。
- ② 各種申告書データを、税総合システムに取り込む。
- ③-1 窓口または郵送で市・府民税申告書が提出される。
- ③-2 電子申込システムにより市・府民税申告書が提出される。
- ③-3 サービス検索・電子申請機能により市・府民税申告書が提出される。
- ④ 給与支払報告書・異動届・特別徴収切替依頼書等が提出される。
- ⑤ 年金支払報告書が提出される。
- ⑥ データ化された市・府民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を、税総合システムに取り込む。
- ⑦ 給与支払報告書・異動届・特別徴収切替依頼書等がデータ形式で提出される。
- ⑧ 年金支払報告書がデータ形式で提出される。
- ⑨ 給与支払報告書・年金支払報告書のデータを取り込む。各種届出書は(職員が)印刷したのち、(委託事業者が)入力し、(職員が)照合する。
- ⑩ 提出された給与支払報告書、異動届について、内容確認や未提出者について調査する。
- ⑪ 事業者へ特別徴収の通知を送付する。(当分の間、個人情報の記載はしないこととなっている)
- ⑫ eLTAXを通じて、事業者へ特別徴収の通知を行う。
- ⑬ 従業員へ特別徴収通知書(個人別明細)が渡される。
- ⑭ 調査及び扶養等、申告内容の確認を行う。
- ⑮ 市民税・府民税 税額決定・納税通知書を納税者に送付する。
- ⑯-1 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。
- ⑯-2 電子申込システムにより課税証明書交付請求書が提出される。
- ⑰ 年金特別徴収の税額について、依頼する。
- ⑱ 年金特別徴収の依頼について、結果が通知される。
- ⑲ 他市区町村に納税義務者がいる場合、国税連携システムを通じて資料を回送する。
- ⑳ 資料の回送、所得照会、課税されていないかの確認等を行う。
- ㉑ 庁内他課システム向けデータを作成し提供する。
- ㉒ 課税対象者情報をイメージ管理システムに提供。対象者に紐づいた資料イメージを参照する。
- ㉓ 住民基本台帳ネットワークを利用して、住民登録がない者の個人番号を取得する。
- ㉔ 他課及び他機関の情報を取得する。
- ㉕ 個人住民税の賦課情報を提供する。
- ㉖ 証明書請求に基づきコンビニのマルチコピー機や、庁内に設置している自動交付機へ証明書情報を提供する。
- ㉗ 庁内他課が業務に必要なデータを取得する。
- ㉘ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書が提出される。
- ㉙ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書をデータで送信する。
- ㉚ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書を税総合システムに取り込む。

(2) 窓口編

別添資料のとおり

(3) 事務の流れ(収納編)

別添資料のとおり

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 個人住民税ファイル、(2) 収納管理ファイル		
2. 基本情報		
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者及びその扶養親族。	
	その必要性	・番号制度により、給与支払報告書や申告書等の課税資料に個人番号が記載されることとなり、個人番号付きの課税資料を収集して、個人を特定し、課税資料データを作成するため。 ・税務システムにおいて特定個人情報ファイルを保有するため。 ・情報提供ネットワークシステムで所得・控除の情報、扶養情報を提供するため。
④ 記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座関連情報)
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号): 収納・滞納情報管理ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため。 【連絡先等情報】 ・4情報: 通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 【業務関係情報】 ・国税関係情報: 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報: 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・医療保険関係情報: 社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。

		・障害者福祉関係情報：障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報：個人住民税の非課税判定のため。 ・介護・高齢者福祉関係情報：障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・年金関係情報：年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他：口座情報を管理するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	財務部 市民税課・税務管理課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、保険資格課、福祉事務所、障害福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金支払者（日本年金機構のみ） ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村、地方公共団体情報システム機構 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者（日本年金機構除く）、金融機関 ） ☐ その他 （	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ サービス検索・電子申請機能	
③入手の時期・頻度	I 定期的に入手する事務 ・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について1～4月にかけて複数回入手 ・障害者福祉関係情報について、2月に入手 ・生活保護情報について、1月と3月に入手 ・1月1日世帯情報について、1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報について、5月、6月、8月、10月、12月、2月、4月に年金保険者から入手 II 個別的に対応する事務 ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手 ・公金受取口座への過誤納還付金振込の申込みがあった都度入手	
④入手に係る妥当性	・地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書により入手する。 ・課税、収納情報を適正に管理するため。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に明示している。	
⑥使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行い、収納情報を適正に管理するため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部 市民税課・税務管理課
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		I 課税対象者情報の管理 ・賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 II 課税事務 ・各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 III 収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・納期限を過ぎても完納されない納税者に対して督促状を送付する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 IV 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 V 証明書発行 ・交付請求があったものについて、課税状況・収納状況を確認の上、課税証明書、納税証明書を交付する。
	情報の突合 ※	・住民異動により変更された特定個人情報については、業務間連携システムを介し、個人住民税ファイルと内部番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ・減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステムにより参照した生活保護情報を突合し、減免申請内容を確認する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、調定額・収納額などの統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・申告内容の正当性を確認し、個人住民税額を決定する。 ・生活保護等の理由による減免決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	個人住民税システム(税総合システム)の保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)	
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	
	⑨再委託事項	上記委託内容と同様	
委託事項2～5			
委託事項2		庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システム・オブジェクトストレージ(S3)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等を行うためには、システム上保有するファイルを取扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出させない。)	
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	

	⑨再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項3		課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託
①委託内容		提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・確認・問合せ、スキャニング処理、システム入力、所得照会回答、資料回送、返戻調査を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料を処理し、税の賦課・徴収に係る業務を執行するために必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (当システム内で入力作業を行う)
⑤委託先名の確認方法		豊中市情報公開条例の規定に基づき確認が可能
⑥委託先名		株式会社パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。
	⑨再委託事項	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務
委託事項4		窓口受付業務
①委託内容		来庁者の案内、市・府民税申告書の受付やシステム入力、各種届出書等の受付、課税内容の説明、過年度課税証明書の発行、納税証明書の発行、当初時期の確定申告書受領作業を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者
	その妥当性	税の賦課・徴収に係る業務を執行するために必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☒ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)	
提供先3	日本年金機構	
①法令上の根拠	番号法 第19条第1号	
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(2ヶ月に1回)	
提供先4	国税庁	
①法令上の根拠	番号法 第19条第10号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	5月、7月に一括で提供。その後は必要がある場合に随時提供。	

提供先5	自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示請求者
①法令上の根拠	個人情報の保護に関する法律 第78条
②提供先における用途	自己情報の開示
③提供する情報	個人住民税ファイルに記録されている請求者本人の個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	請求があった都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、政令第22条
②提供先における用途	市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住登外の二重課税防止)
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先7	番号法第9条第2項に基づく条例を規定し、個人情報保護委員会に情報連携を認められた地方自治体の長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	提供先の自治体が条例に定める事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様

移転先16～20													
6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退室管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 特定個人情報が記載された、届出書・申告書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。 ＜税総合システムにおける措置＞ ①税総合システム・イメージ管理システム・確定申告Vシステムはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、顔認証等により事前申請との照合を行う。またデータセンターは24時間365日有人監視を行っている。 ②特定個人情報は、プライベートクラウドのデータベース内に保管され、バックアップはプライベートクラウドのデータバックアップストレージに保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	法定の更正期間に対応するため。											

③消去方法	保管期間を過ぎたデータについては適宜システムから削除を行い、ハード更改の際は物理的破壊により完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は豊中市からの操作によって実施される。豊中市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、豊中市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを税総合システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

主な特定個人情報ファイル記録項目
(賦課ファイル)

項目名
1 相当年度
2 宛名番号
3 履歴番号
4 住記宛名番号
5 世帯番号
6 続柄CD
7 宛名カナ氏名
8 宛名氏名
9 宛名住所
10 宛名方書
11 内特徴区分
12 状態区分
13 課税年度
14 居住区分
15 生年月日
16 性別CD
17 徴収区分
18 課税区分
19 所得割非課税事由
20 均等割非課税事由
21 発付日
22 決定年月日
23 強制課税区分
24 減免区分
25 減免通知年月日
26 減免事由
27 減免申請年月日
28 被災年月日
29 被災状況CD
30 受付開始年月日
31 給報資料枚数
32 年金資料枚数
33 確申資料枚数
34 地申資料枚数
35 その他資料枚数
36 課税月
37 課税期
38 変更月
39 変更期
40 異動CD
41 異動事由
42 通知異動CD1
43 通知異動事由1
44 通知異動CD2
45 通知異動事由2
46 通知異動CD3
47 通知異動事由3
48 その他事由
49 異動年月日
50 特徴異動区分

項目名
51 特徴異動年月
52 徴収期
53 納入月
54 過年度区分
55 通知書番号
56 両年度異動区分
57 資料番号
58 資料番号枝番
59 資料区分
60 内部資料区分
61 指定番号
62 特徴個人番号
63 支払者番号
64 受給者番号
65 夫有区分
66 乙欄区分
67 死亡退職区分
68 災害者区分
69 外国人区分
70 就職区分
71 就職年月日
72 退職区分
73 退職年月日
74 年調済区分
75 前職区分
76 普徴区分
77 訂正分給報区分
78 非合算区分
79 強制均等割課税区分
80 租税条約区分
81 生活扶助区分
82 他市回送区分
83 配特適用区分
84 平均課税適用区分
85 減額申告区分
86 電話番号
87 青白区分
88 納税者番号
89 控配区分
90 特定扶養数
91 同居老人扶養数
92 老人扶養数
93 その他扶養数
94 扶養数予備
95 同居特障数
96 特別障害数
97 普通障害数
98 本人老年者区分
99 本人障害者区分
100 本人寡婦夫区分

項目名
101 本人勤労学生区分
102 本人未成年区分
103 本人老寡勤区分
104 専従青白区分
105 配専区分
106 他専人数
107 本人専従者区分
108 徴収方法区分
109 総合短期特控条文CD
110 総合長期特控条文CD
111 分離短期一般条文CD
112 分離短期軽減条文CD
113 分離長期一般条文CD
114 分離長期特定条文CD
115 分離長期軽減条文CD
116 分離長期居住条文CD
117 配当課税方式区分所
118 配当課税方式区分住
119 譲渡課税方式区分所
120 譲渡課税方式区分住
121 申告種類特農
122 還付申告区分
123 合算済区分
124 合算主従判定CD
125 合算優先順位
126 合算資料区分
127 合算修正区分
128 合算エラー区分1
129 合算エラー区分2
130 合算エラー区分3
131 合算確認区分
132 合算予備1
133 年金特徴対象区分
134 主給報一連番号
135 主申告書一連番号
136 主資料一連番号
137 給与収入
138 年金収入
139 営業等所得
140 農業所得
141 他事業所得
142 不動産所得
143 利子所得
144 株式配当所得
145 株式配当所得_住
146 外貨証券配当所得
147 他証券配当所得
148 少額配当所得
149 その他配当
150 配当所得計

	項目名
151	給与所得
152	算出給与所得
153	年金所得
154	算出年金所得
155	その他雑所得
156	算出その他雑所得
157	雑所得計
158	算出雑所得計
159	総合短期特控前
160	総合短期特控
161	総合短期所得
162	総合長期特控前
163	総合長期特控
164	総合長期所得
165	一時所得特前
166	一時所得特控
167	一時所得
168	譲渡一時所得計
169	算出譲渡一時所得計
170	所得合計
171	算出所得合計
172	特定支出控除
173	配当所得計_住
174	土地等事業
175	土地等雑
176	分短一般特前
177	分短一般特控
178	分短一般
179	分短軽減特前
180	分短軽減特控
181	分短軽減
182	分長一般特前
183	分長一般特控
184	分長一般
185	分長特定特前
186	分長特定特控
187	分長特定
188	分長軽減特前
189	分長軽減特控
190	分長軽減
191	分長居住特前
192	分長居住特控
193	分長居住
194	未公開株式譲渡
195	株式公開分
196	株式所得計
197	上場株式譲渡
198	源泉上場株式譲渡
199	上場株式配当
200	先物取引

	項目名
201	山林特前
202	山林特控
203	山林特例特控
204	山林所得
205	退職控除
206	退職所得_所
207	退職所得_住
208	特例肉用牛価格
209	特例肉用牛所得
210	免税所得
211	非課税所得
212	変動所得現年
213	変動所得前年
214	変動所得前々年
215	臨時所得
216	平均課対象額
217	算出平均課対象額
218	総所得金額等
219	合計所得金額
220	控除使用可能額
221	算出株式所得計
222	算出所得合計_住
223	株合計所得金額_住
224	総合純繰損控
225	土地等繰損控
226	分短一般純繰損控
227	分短軽減純繰損控
228	分長一般純繰損控
229	分長特定純繰損控
230	分長軽減純繰損控
231	特定居住純繰損控
232	山林純繰損控
233	純繰損控計
234	算出純繰損控計
235	雑繰損控
236	本年繰損控
237	株式純繰損控
238	先物純繰損控
239	上株配当繰損控
240	雑損控除
241	医療費控除
242	社会保険料控除
243	小規模共済控除
244	生命保険料控除
245	生保算出控除_所
246	旧生保支払額
247	旧個人年金支払額
248	新生保支払額
249	新個人年金支払額
250	介護医療支払額

	項目名
251	基礎控除住
252	住民税控除計
253	専従者控除額
254	算出専従者控除額
255	源泉所得控除計
256	算出源泉所得控除計
257	青色申告控除額
258	人的控除額計住
259	総合課税所入
260	算出総合課税
261	山林課税所入
262	算出山林課税
263	退職課税所入
264	算出退職課税
265	総合課税
266	土地等課税
267	分短一課税
268	分短軽課税
269	分長一課税
270	分長特課税
271	分長課税
272	株式課税
273	上場株式課税
274	上株配当課税
275	先物取引課税
276	山林課税
277	退職課税
278	肉用牛課税
279	特例適用配当等所得
280	特例適用利子等所得
281	特例医療費控除
282	医療費支払額
283	医療費補填額
284	特例医療費控除住
285	総合所得税入
286	総合所得税
287	土地等税入
288	土地等所得税
289	分離短期税入
290	分離短期所得税
291	分離長期税入
292	分離長期所得税
293	株式税入
294	株式所得税
295	上株譲渡税入
296	算出上株譲渡税入
297	上株配当税入
298	算出上株配当税入
299	先物取引税入
300	先物所得税

	項目名
351	基礎控除住
302	住民税控除計
303	専従者控除額
304	算出専従者控除額
305	源泉所得控除計
306	算出源泉所得控除計
307	青色申告控除額
308	人の控除額計住
309	総合課税所入
310	算出総合課税
311	山林課税所入
312	算出山林課税
313	退職課税所入
314	算出退職課税
315	総合課税
316	土地等課税
317	分短一課税
318	分短軽課税
319	分長一課税
320	分長特課税
321	分長課税
322	株式課税
323	上場株式課税
324	上株配当課税
325	先物取引課
326	山林課税
327	退職課税
328	肉用牛課税
329	特例適用配当等所得
330	特例適用利子等所得
331	特例医療費控除
332	医療費支払額
333	医療費補填額
334	特例医療費控除住
335	総合所得税入
336	総合所得税
337	土地等税入
338	土地等所得税
339	分離短期税入
340	分離短期所得税
341	分離長期税入
342	分離長期所得税
343	株式税入
344	株式所得税
345	上株譲渡税入
346	算出上株譲渡税入
347	上株配当税入
348	算出上株配当税入
349	先物取引税入
350	先物所得税

	項目名
351	山林税入
352	山林所得税
353	退職税入
354	退職所得税
355	配当控除入
356	算出配当控除
357	投資リース控除
358	住宅借入特別控
359	政党等寄附金特別控除
360	差引所得税額
361	災害減免入
362	外税控除
363	他税額控除
364	基準所得税額入
365	基準所得税額
366	源泉税額入
367	申告納税額
368	予定納税額
369	外国所得税等
370	外国税額控除限度
371	特例肉用牛税入
372	特例肉用牛所得税
373	源泉税額
374	配当割額
375	譲渡所得割
376	市均等割軽減額
377	耐震改修等特控
378	住宅借入特例控
379	バリアフリー特控
380	電子申告特別控除
381	住宅控除見込
382	市住宅控除見込
383	府住宅控除見込
384	住宅控除可能額
385	住宅控除見込 2
386	新住宅控除見込
387	控除前所得税入
388	N P O 等寄附控除
389	復興特別所得税入
390	復興特別所得税
391	合計所得税額入
392	合計所得税額
393	市総合
394	市分離土地
395	市分離短期一
396	市分離短期軽
397	市分離長期一
398	市分離長期特
399	市分離長期課
400	市株式

	項目名
401	市上場株式
402	市上場株式配当
403	市先物取引
404	市山林
405	市退職
406	市肉用牛
407	市所得割合計
408	市配当控除
409	市証券配当控除
410	市外貨配当控除
411	市個人外国税
412	市法人外国税
413	市所割調整額
414	市減税前所割
415	市所割減免額
416	市減免後所割
417	市減免前均割
418	市均割減免額
419	市減免後均割
420	市既課差引所割
421	市既課差引均割
422	市減免前所割
423	市配当割額
424	市譲渡割額
425	市配当譲渡割合計
426	市配当所得割控除額
427	市譲渡所得割控除額
428	市所得割控除額
429	市老年者特例控除額
430	市控除不足額
431	市住宅控除額
432	市人の控除軽減額
433	市変動控除額
434	市旧税率総合
435	市寄附基本控除額
436	市寄附特例控除額
437	市寄附税額控除額
438	府総合
439	府分離土地
440	府分離短期一
441	府分離短期軽
442	府分離長期一
443	府分離長期特
444	府分離長期課
445	府株式
446	府上場株式譲渡
447	府上場株式配当
448	府先物取引
449	府山林
450	府退職

	項目名
451	府肉用牛
452	府所得割合計
453	府配当控除
454	府証券配当控除
455	府外貨配当控除
456	府個人外国税
457	府法人外国税
458	府所割調整額
459	府減税前所割
460	府所割減免額
461	府減免後所割
462	府減免前均割
463	府均割減免額
464	府減免後均割
465	府既課差引所割
466	府既課差引均割
467	府減免前所割
468	府配当割額
469	府譲渡割額
470	府配当譲渡割合計
471	府配当所得割控除額
472	府譲渡所得割控除額
473	府所得割控除額
474	府老年者特例控除額
475	府控除不足額
476	府住宅控除額
477	府人の控除軽減額
478	府変動控除額
479	府旧税率総合
480	府寄附基本控除額
481	府寄附特例控除額
482	府寄附税額控除額
483	所得割合計
484	均等割合計
485	年税額
486	特徴税額
487	特徴市所得割額
488	特徴府所得割額
489	特徴市均等割額
490	特徴府均等割額
491	普徴税額
492	普徴市所得割額
493	普徴府所得割額
494	普徴市均等割額
495	普徴府均等割額
496	既課税額
497	市所得割既課税額
498	府所得割既課税額
499	市均等割既課税額
500	府均等割既課税額

	項目名
501	減免額
502	配当控除
503	市外国税額控除最大値
504	府外国税額控除最大値
505	所得割控除額
506	配当割還付
507	譲渡割還付
508	還付額合計
509	配当控除額
510	譲渡控除額
511	充当額合計
512	既充当債権額
513	他分普徴税額
514	他普市所得割額
515	他普府所得割額
516	他普市均等割額
517	他普府均等割額
518	年金対象税額
519	年金市所得割額
520	年金府所得割額
521	年金市均等割額
522	年金府均等割額
523	年分普徴税額
524	年金特徴税額
525	年特市所得割額
526	年特府所得割額
527	年特市均等割額
528	年特府均等割額
529	年金分普徴1期
530	年金分普徴2期
531	1期_過1期_税額
532	1期_過1期_充当額
533	2期_過2期_税額
534	2期_過2期_充当額
535	3期_過3期_税額
536	3期_過3期_充当額
537	4期_過4期_税額
538	4期_過4期_充当額
539	随1_過5期_税額
540	随1_過5期_充当額
541	随2_過6期_税額
542	随2_過6期_充当額
543	随3_過7期_税額
544	随3_過7期_充当額
545	年特4月
546	年特6月
547	年特8月
548	年特10月
549	年特12月
550	年特2月

	項目名
551	特徴6月税額
552	特徴6月充当額
553	特徴6月指定番号
554	特徴7月税額
555	特徴7月充当額
556	特徴7月指定番号
557	特徴8月税額
558	特徴8月充当額
559	特徴8月指定番号
560	特徴9月税額
561	特徴9月充当額
562	特徴9月指定番号
563	特徴10月税額
564	特徴10月充当額
565	特徴10月指定番号
566	特徴11月税額
567	特徴11月充当額
568	特徴11月指定番号
569	特徴12月税額
570	特徴12月充当額
571	特徴12月指定番号
572	特徴1月税額
573	特徴1月充当額
574	特徴1月指定番号
575	特徴2月税額
576	特徴2月充当額
577	特徴2月指定番号
578	特徴3月税額
579	特徴3月充当額
580	特徴3月指定番号
581	特徴4月税額
582	特徴4月充当額
583	特徴4月指定番号
584	特徴5月税額
585	特徴5月充当額
586	特徴5月指定番号
587	処理年月日
588	処理時刻
589	寄附金支払_申告特例
590	市寄附申告特例控除額
591	府寄附申告特例控除額
592	調整控除適用区分
593	業務雑収入
594	算出調前給与所得
595	算出所得調整控除1項
596	算出所得調整控除2項
597	算出業務雑所得
598	特定支出額
599	算出年金以外合計所得
600	人の控除合計額差額

	項目名
601	定額減税可能額
602	市定額減税前所得割
603	市定額減税額
604	府定額減税前所得割
605	府定額減税額
606	免除前森林環境税額
607	森林環境税免除額
608	免除後森林環境税額

主な特定個人情報ファイル記録項目
(収納ファイル)

1	課税年度
2	相当年度
3	税目CD
4	期別CD
5	宛名番号
6	調定額
7	納期限
8	納付額
9	領収日
10	収入日
11	更新日
12	使用業務CD
13	口座用途区分
14	口座開始年月日
15	口座停止年月日
16	口座履歴番号
17	金融機関CD
18	店舗CD
19	口座種別
20	口座番号
21	名義人漢字
22	名義人カナ
23	振替方法
24	口座振替依頼日
25	一時停止該当区分
26	備考
27	異動事由CD
28	登録年月日
29	異動年月日
30	論理削除区分
31	論理削除年月日
32	処理年月日
33	処理時刻
34	更新者職員番号

以上

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル・(2)収納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	○本人等（本人又は本人の代理人）から入手するもの ・届出者が対象者以外の情報を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において本人確認書類や委任状により本人確認を職員または委託事業者が厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・個人番号が含まれる届出（市・府民税申告書）をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 ・賦課期日時点で豊中市に居所があると申告した者の課税資料が提出されるため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。 ○他団体から入手するもの ・入手した課税資料については、職員が基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。 ○業務システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号(宛名番号等)により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号の検索により一致した対象者の情報のみ入手するため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	○本人等、給与支払者から入手するもの ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とするとともに、記載要領の充実や記載方法を窓口で説明する等案内を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ○業務システム連携で入手するもの ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 ○他団体から入手するもの ・申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはない。 ○eLTAX(国税連携システム)、住基ネットで入手するもの ・システム上、規定された項目のみ提供されるため、不必要な情報を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	○本人、給与支払者等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワード、生体認証でログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ○他団体から入手するもの ・郵送やeLTAX(国税連携システム)によるやり取りとし、メールやFAX等の不適切な方法によるやり取りは行わない。 ○業務システム連携で入手するもの ・暗号化が施された専用ネットワークを通じて情報を入手し、入手した情報は、システム内に自動的に取り込まれるようにしており、不適切な方法による入手を抑止している。 - また、システム内で情報を取り込んだ記録を残し、適切に入手されていることを確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・登録されたIDと生体認証が一致した場合のみ、システムへのログインが可能となっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。 ・オンラインで申告書等を提出する場合は、公的個人認証による電子署名で本人確認を行う。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。 これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人からの申告等については個人番号カード又は通知カードと本人確認書類の提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。 ・提出された個人番号と、システムで保有している情報に相違がある場合は、住民基本台帳ネットワーク システムを利用し、個人番号の真正性確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	○本人、給与支払者、eLTAX(国税連携システム)、他団体等から入手するもの ・届出書、申告書等と照合・照合情報との相違がある場合は、職員または委託事業者が届出者等への聞き取りを行い、届出書の補正等を行い、正確性を確保している。 ・職員または委託事業者が入力、削除及び訂正作業を行った際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者(職員に限る。)が内容確認を行い、その記録を残している。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ○業務システム連携で入手するもの ・宛名番号等により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けられていることを職員が確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号等により対象者の情報が正確に連携されることをシステム上で担保しており、入手した情報は、職員が対象者の情報との整合性を確認している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	○本人、給与支払者等から入手するもの ・記載台において記載中の届出書、申告書等を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設ける他、窓口の個別ブース方式等、手続き中の個人情報が漏えいしないための措置を実施している。 ・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記して、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・届出書、申告書等の紛失を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れ、一定期間ごとに専用のバインダーに綴って保管している。 ○システム連携で入手するもの(実施機関内の他部署からの入手) ・実施機関内の他部署におけるシステムとの連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用のネットワークを用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ○システム連携で入手するもの(サービス検索・電子申請機能からの入手) ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ○全体 ・専用のアプリケーション、専用の回線(インターネットに接続することができない独自の回線)を用い、操作者の認証を行うことで漏えい・紛失に対応している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・庁内連携システムを介して情報連携(移転)する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。 - また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。 ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税総合システム、イメージ管理システム、確定申告Vシステムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・eLTAX(国税連携システム)、住基ネットは、利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・電子申込システムは、取り扱う職員を限定し、提出された個人番号が含まれる届出(市・府民税申告書)を出力する場合は、権限のある特定の端末を使用して入手している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員、委託事業者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・税総合システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDとパスワードで認証。 システムにはIDと生体情報で認証。 ・庁内連携システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・確定申告Vシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。 ・サービス検索・電子申請機能 サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。	

アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	(1) アクセス権限の発行管理 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 (2) 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	
アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・アクセス権限管理表を作成し、管理している。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存するとともに、情報連携記録については定期的に関係者に供覧し確認している。 ・税総合システム ・住基ネット ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・eLTAX(国税連携システム) ・イメージ管理システム ・確定申告Vシステム サービス検索・電子申請機能について ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の情報端末の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となり、未使用時は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。 なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となるが、使用できるのは、予め使用権限が認められた者に限られている。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。 なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じている。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。		

「 」委託しない

情報保護管理体制の確認

- ・委託元は構築開始前にデータセンターへの立入検査を実施している。
- ・委託元は必要に応じて作業現場へ立入検査を行うことができるものとしている。
- ・委託元の指示により委託先はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとしている。
- ・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行い、委託元へ報告することとしている。
- ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。

[制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

- ・委託先に対して遠隔保守等、定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。
- ・入退室を管理し、許可された者以外は作業場所に立ち入ることができない。
- ・当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。
- ・アクセス制御を実施している。
遠隔保守は専用線によるものとし、市職員が接続許可した場合のみ利用可能。
- ・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業員に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

操作ログの保存

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

- ・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。
- ・作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。

- ・第三者への提供の禁止を契約書に明記している。
- ・指定した作業場所、指定した端末でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。
- ・課税資料や各種届出等の受け渡しの記録を残すため、授受簿を作成することとしている。

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

- ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去を契約書に明記している。
- ・指定した作業場所でのみ従事することとし、作業報告書等にてルール遵守の確認を行っている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写・複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所、作業範囲の明確化 ・作業場所における責任者、情報保護管理責任者の設置 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託の承諾方法 ・委託先から再委託の許諾依頼書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定や契約書に定める条項を守ることを条件に許諾可否を判断している。 再委託承諾申出書の内容 ・再委託先名称、再委託の内容等 適切な取り扱いの確保 ・委託先が再委託する場合は、委託先から提出される書面により当市が承諾を行わない限り再委託できないこととしており、その旨を契約書に明記している。 ・再委託する際は、委託先の責任で契約書に定める内容を再委託先に継承しなければならないことや、委託先同様、再委託先にも罰則の規定があることを契約書に明記している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	情報の提供 扶養是正情報、住民登録外課税通知、課税資料の提供にあたっては、提供した記録を残している。 開示請求 提供する情報をシステムにより出力した場合は、操作ログが記録され一定期間保存している。 実施機関内の他部署 情報の提供・移転は税総合システムから共通基盤システムを介して他のシステムに行い、税総合システム、庁内連携システム双方に情報提供・移転のログを一定期間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	庁外への提供 「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先、事項についてのみ行う。 自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで個人情報の保護に関する法律第78条の規定に則ったものであることを確認している。 実施機関内の他部署 庁内連携システムを通じた情報の提供・移転においては、保有するデータベースに入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。また、庁内連携システムを介した情報連携の記録を残し、必要に応じて情報のやり取りの内容を確認する。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	情報の提供 郵送または国税連携システムによる提供とし、メールやFAX等による提供は行わない。 自己情報の開示請求者 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなり、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。 実施機関内の他部署 実施機関内の他システムとの連携においては、情報の漏えい、紛失の防止及び正確性担保のため、庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。 国税連携システムでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不必要なデータ提供ができないようシステム上担保されている。 自己情報の開示請求者 市民へ情報を提供する際は、提供する情報に誤りが無いよう、複数の職員で確認を行うと伴に、成りすまし等の不正な請求を防止するため本人確認を厳格に行っている。 実施機関内の他部署 実施機関内の他部署システムとの連携においては、税総合システムと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。また庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った情報を他システムに提供・移転することが無い。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞ 中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本は、税総合システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> 中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本は、税総合システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<税総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> ・中間サーバーに保存される地方税関連情報の副本については、税総合システムから、庁内連携システムや宛名システムを介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が税総合システムの情報と同一の情報であることを担保している。 ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、誤った情報の提供を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバー室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバーは専用のサーバーラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <サーバー室における措置> ・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員もしくは電子計算機室統合運用保守業務の委託業者が常駐して、その他の委託業者のみによる作業を許可しない対策を実施している。 <データセンターにおける措置> ①税総合システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、金属探知機や警備員などにより確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		・個人所有の情報端末の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・データセンターと当市との接続は専用回線を用い、外部からの接続を制御している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②豊中市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤豊中市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦豊中市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧豊中市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・正本情報を管理する税総合システムから庁内連携システムや中間サーバー等へ連携される情報の更新状況をシステムで監視し、異常が検知された場合は速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・税総合システムで保有する正本情報と庁内連携システムや中間サーバー等で保有する副本情報が一致していることを確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・入手した情報については職員が速やかに更新を行うようにしている。 ・更新を行った際は、確実に更新されることをシステムで担保しているが、更新を行ったものとは別の職員が正しく更新されているか確認を行い、確認を行った記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・税総合システムで保有する正本情報と庁内連携システムや中間サーバー等のシステム内で保有する副本情報と一致しているか確認するため、定期的に整合処理を実施し、不一致となっている場合は、速やかに正しい情報となるよう措置を講じている。 ・保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報は、システムにてデータベースから消去している。 ・紙媒体は保管期間ごとにわけて保管し、保存年限が過ぎているものについては、焼却処理を行う。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存している。 ・保管期間の過ぎたバックアップもシステムにて自動判別し消去。廃棄の際は廃棄履歴を作成し、保存している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	豊中市情報セキュリティ対策基準の規定を順守するための自己点検チェックシートを作成し、毎年1回各システムの点検を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、内部監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 また、年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する豊中市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、豊中市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、豊中市とデジタル庁及び関係者で協議を行う		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	
	特記事項	
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	市・府民税課税台帳(個人住民税ファイル)、市・府民税収納状況一覧表(収納ファイル)
	公表場所	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	財務部 市民税課 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2131	
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	豊中市ホームページでパブリックコメントを実施する旨を公開し、郵送、ファクシミリ、電子メールのほか、市民税課に直接持参する方法により、国民・住民からの意見を聴取する。
②実施日・期間	【1回目】平成27年5月7日(木曜日)から平成27年6月5日(金曜日)まで 【2回目】令和2年4月6日(月曜日)から令和2年5月8日(金曜日)まで 【3回目】令和4年4月8日(金曜日)から令和4年5月9日(月曜日)まで 【4回目】令和5年4月24日(月曜日)から令和5年5月15日(月曜日)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	【1回目】意見なし。 【2回目】意見なし。 【3回目】意見なし。 【4回目】意見なし。
⑤評価書への反映	【1回目】意見なしのため反映なし。 【2回目】意見なしのため反映なし。 【3回目】意見なしのため反映なし。 【4回目】意見なしのため反映なし。
3. 第三者点検	
①実施日	【1回目】平成27年7月15日(水曜日) 【2回目】令和2年6月12日(金曜日) 【3回目】令和4年7月25日(月曜日) 【4回目】令和5年8月2日(水曜日)
②方法	【1回目～3回目】 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申(点検結果)を決定。 【4回目】 個人情報保護、情報セキュリティに関する外部の学識経験者2名により第三者点検を行い、点検結果報告書を受領。

③結果	【1回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。 ・「Ⅰ 基本情報」「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の事務の内容フロー図（別添1）において、情報を入手する際の表現として「照会」と「取得」があるので、意味が同じであるならば文言を統一されるほうが良いと思われる。また、包括的な記載になっているとは思われるが、評価書本文に記載されている「使用するシステム」の内、フロー図に書かれていないものがあるので、本文とフロー図の整合性をとることが望ましいと思われる。 ・「Ⅲリスク対策（プロセス）」「特定個人情報の提供・移転」において、「特定個人情報の提供・移転に関するルール」の内容及びルール遵守の確認方法の「実施機関内の他部署」についての記載が「特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の手続き等」に基づいた内容となっており、庁内連携する特定個人情報の項目を法令で定められた事務や情報の範囲ではなく、個別判断で行っているように誤解されてしまう恐れがあるため、書き方を再検討されることが望ましいと思われる。 【2回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。 【3回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。 【4回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。 ・「Ⅲリスク対策」「特定個人情報の使用の記録」の「具体的な方法」において、情報連携記録の取扱を追記した。 ・「Ⅲリスク対策」「情報管理体制の確認」において、委託元が構築開始前にデータセンターへの立入検査を実施している旨、追記した。 ・「Ⅲリスク対策」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の「具体的な方法」において、データセンターにおける保守について、遠隔保守を行っていないのであれば、その旨を記載しておくのが望ましいとの意見を受け、文言を追記した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I-5 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条	事後	重要な項目の変更であるが、すでに移転先1において予定されていたため、重要な変更にあたらない
平成28年6月17日	I-7-② 所属長	市民税課 : 森山 幸雄 納税管理課 : 鈴木 勝之 税務企画課 : 山脇 正幸	市民税課 : 森山 幸雄 納税管理課 : 中積 崇 税務企画課 : 山脇 正幸	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-4 委託の有無	9件	8件	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成28年6月17日	II-4 委託事項5	納税通知書の封入封緘	給与所得に係る特別徴収税額の通知書の封入封緘	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成28年6月17日	II-4 委託事項6	個人住民税申告書の封入封緘	委託事項6を削除し、委託事項7～9を 委託事項6～8に繰り上げ。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成28年6月17日	II-5 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(62)件 [○] 移転を行っている(24)件	[○] 提供を行っている(62)件 [○] 移転を行っている(34)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(移転先2) ①～⑦		移転先2を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(提供先6) ①～⑦	提供先6 個人市民税の納税義務者	提供先6を削除し、提供先7を提供先6に繰り上げ。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月17日	II-5(移転先1)-① 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1)に基づく利用のため番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用条例第3条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月17日	II-5(移転先1)-② 提供先における用途	番号法 第9条第1項(別表第1)及び番号法第9条第2項に基づく条例に定める各事務(別紙2参照)	番号法 第9条第1項(別表第1)に定める各事務(別紙2参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-2(システム7・8) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7: 汎用機税宛名システム(平成28年12月まで宛名整備用として使用) システム8: 汎用機課税支援システム(平成28年12月まで使用)	システム7及び8を削除し、システム9以降を繰り上げ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-6-② 法令上の根拠	右の記述を追記	番号法第19条第8号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-7-① 担当部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-7-② 所属長	市民税課 : 森山 幸雄 納税管理課 : 中積 崇 税務企画課 : 山脇 正幸	市民税課 : 森山 幸雄 納税管理課 : 中積 崇 市民課 : 向井 義博	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-3-⑦ 使用部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	重要な項目の変更であるが、担当部署の変更であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月29日	II-4 委託の有無	(8)件	(7)件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月29日	II-4(委託事項3)	課税資料データ入力業務委託	課税資料データ税総合システム取込み業務委託	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ①委託内容	紙で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用しデータ入力を行う。データ入力後、本市のデータ形式へ加工し納品する。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システムに取込を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他 (当システム内でのみ保守作業を行い、外部には情報を持ち出さない。)	左の記述を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項3) ⑥委託先名	入札により決定	株式会社ジェイ エスキューブ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-4(委託事項8) ①～⑨	委託事項8を削除		事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(62)件 移転を行っている (34) 件	提供を行っている(63)件 移転を行っている (34) 件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先4) ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先6) ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、政令第22条	番号法 第19条第9号、政令第22条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	II-5(提供先7) ①～⑦		提供先7を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	III-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 - 具体的な制限方法	庁内の定められた場所以外での作業を認めていない。	定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
平成29年6月29日	III-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 - 規定の内容	右の記述を追記	漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成29年6月29日	V-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	V-1-④ 個人情報ファイル簿の公表 - 公表場所	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	I-7-① 担当部署	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	I-7-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	II-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	II-3-⑦ 使用部署	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	I-2(システム2) ③他のシステムとの接続	[]税務システム [○]その他(個人住民税システム、滞納整理システム)	[○]税務システム []その他()	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	[]庁内連携システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他(個人住民税システム、滞納整理システム)	[○]庁内連携システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他()	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-2 ④記録される項目 - 全ての記録項目	(別添2)ファイル記録項目	別添2に詳細な項目を追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4 委託の有無	(7)件	(4)件	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	II-4 委託事項3	課税資料データ税総合システム取込み業務委託	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会業務委託	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項3) ①委託内容	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システムに取込を行う。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システム入力を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項3) ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 - その妥当性	短期間で大量の課税資料を処理する必要があるため。	短期間で大量の課税資料を処理し、税の賦課・徴収に係る業務を執行するために必要である。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4 委託事項4、5、6	削除	委託事項7を委託事項4に繰り上げ	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	III-3(リスク1) 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税総合システム、課税支援システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	税総合システム、イメージ管理システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	III-3(リスク1) 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	課税支援システム内の情報は税総合システムから情報連携され、直接編集できないようシステム内で制御している。	左の記述を削除	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	III-3(リスク2) ユーザ認証の管理 - 具体的な管理方法	・課税支援システム・eLTAX・国税連携システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX・国税連携システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	III-3(リスク2) 特定個人情報ファイルの使用の記録 - 具体的な方法	・課税支援システム	・イメージ管理システム	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	IV-2 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	V-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	III-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-2-システム4②	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-7-① 部署	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-7-② 所属長の役職名	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	別添1	右項目を追加	㊸寄附金税額控除に係る申告特例申請書が提出される。 ㊹寄附金税額控除に係る申告特例通知書をデータで送信する。 ㊺寄附金税額控除に係る申告特例通知祖を税総合システムに取り込む。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別添1	汎用機税宛名システム	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-3-③入手の時期・頻度	・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書について	・所得税の確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	財務部 市民税課 ・ 納税管理課 市民協働部 市民課 ・ 庄内出張所 ・ 新千里出張所	財務部 市民税課 ・ 税務管理課 ・ 財政課 市民協働部 市民課 ・ 庄内出張所 ・ 新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-4 委託の有無	(4)件	(3)件	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	Ⅱ-4 委託事項4	保存文書のCD-ROM作成及び、マイクロ撮影業務委託	削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	Ⅱ-3-⑦使用部署	財務部 市民税課 ・ 納税管理課 市民協働部 市民課 ・ 庄内出張所 ・ 新千里出張所	財務部 市民税課 ・ 税務管理課 ・ 財政課 市民協働部 市民課 ・ 庄内出張所 ・ 新千里出張所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号11に新規追加	提供先:市町村長 別表第二の項番:20 主務省令の条項:第14条 提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号25に新規追加	提供先:市町村長 別表第二の項番:53 主務省令の条項:第27条 提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	高齢者支援課	長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	右項目を移転先番号5に新規追加	移転先:障害福祉課 別表第一の項番:34 事務内容:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	右項目を移転先番号11に新規追加	移転先:障害福祉課 別表第一の項番:35 事務内容:知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	健康増進課	母子保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目を提供先番号21に新規追加	提供先:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 別表第二の項番:38 主務省令の条項:第24条 提供先における用途:学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	右項目の主務省令の条項を追加	別表第二の項番:34,39,40,58,59	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	別表第二の項番 35 主務省令の条項 第22条の2	別表第二の項番 35 主務省令の条項 第22条の4	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	提供先番号58 別表第二の項番117	施行日前のため今回は削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	提供先番号59 別表第二の項番120	提供先番号59 別表第二の項番119	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	移転先番号10,26,29 市民課	移転先番号10,26,29 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	移転先番号29(別表第一95)、30(別表第一98)	施行日前のため今回は削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	別紙2	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 1 ②事務の内容	納税証明書の交付請求に基づき、納付状況を確認し証明書を交付する。	課税証明書、納税証明書の交付請求に基づき、課税状況・納付状況を確認し、証明書を交付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム2②	追加	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム3②	【口座振替管理機能】 ・口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム4②	右の機能を追記	V 電子納税データ連携機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム4③	[○]その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしない。)	[○]税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム5②	右の記述を追記	V 扶養は正情報・住民登録外課税通知の送受信機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム5③	[○]その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしない。)	左の記述を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 2 システム11	なし	追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I ー 7	①部署 財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所 ②所属長の役職名 市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	①部署 財務部 市民税課・税務管理課・財政課 ②所属長の役職名 市民税課長・税務管理課長・財政課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(1)全体編 ^⑬	本人等からの請求にもとづき、納税証明書を発行する。	本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(2)窓口編	なし	追加	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(収納編) ^⑦	右の記述を追記	eLTAX	事後	重要な項目の変更
令和2年8月4日	別添1 事務の内容(収納編) ^⑦	右の記述を追記	クレジットカード	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 2 ⑥事務担当部署	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 3 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(住民基本台帳情報を保有する担当部署)	[○]評価実施機関内の他部署(市民課、保険資格課、福祉事務所)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 3 ①入手元	[○]地方公共団体・独立行政法人(各市町村)	[○]地方公共団体・独立行政法人(各市町村、地方公共団体情報システム機構)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 3 ①入手元	[○]民間事業者(給与支払者、年金支払者(日本年金機構除く))	[○]民間事業者(給与支払者、年金支払者(日本年金機構除く)、金融機関)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 3 ⑦使用部署	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 3 ⑧使用方法 V 証明書発行	交付請求があったものについて、収納状況を確認の上、納税証明書を交付する。	交付請求があったものについて、課税状況・収納状況を確認の上、課税証明書、納税証明書を交付する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 4. 委託事項2ー⑦	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 4. 委託事項2ー⑧	右記を追加	再委託する場合は、委託先業者からあらかじめ書面により、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等の通知を受け、許諾する。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 4. 委託事項2ー⑨	右記を追加	上記委託内容と同様	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	II ー 4. 委託事項3ー①	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)を整理、確認、問合せ、照会、回答、転送し、システム入力を行う。	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・確認・問合せ、スキャニング処理、システム入力、所得照会回答、資料回送、返戻調査を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	Ⅱ－4. 委託事項3―②対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人のうち、課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)が書面により提出された者。	納税義務者、特別徴収義務者	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	Ⅱ－4. 委託事項3―④	[]その他()	[○]その他(当システム内で入力作業を行う)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	Ⅱ－4. 委託事項3―⑥	株式会社ジェイ エスキューブ	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	Ⅱ－4. 委託事項3―⑨	上記委託内容と同様	紙で提供された課税資料のパンチ入力業務	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	Ⅱ－4. 委託事項4	なし	追加	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	Ⅱ－5	[○]提供を行っている(63)件 [○]移転を行っている (34)件	[○]提供を行っている(66)件 [○]移転を行っている (29)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅱ－5 提供先6 ⑥提供方法	[]専用線	[○]専用線	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅱ－6 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号18 主務省令の条項	なし	第22条の3	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号19 主務省令の条項	第22条の2	第22条の4	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号39 提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号52 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号59 別表第二の項番	119	120	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙1 提供先番号60 主務省令の条項	なし	第59条の2の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号1 事務内容	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親の認定若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号9 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号9 事務内容	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号20 事務内容	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号22 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号24 移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課 長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号28 事務内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号29	移転先 保険予防課 別表第一の項番 98 事務内容 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙2 移転先番号30	なし	追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	eLTAXで入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 電子媒体で入手するもの ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 他団体から入手するもの ・申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。 全般 ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。	○eLTAX(国税連携システム)で入手するもの ・eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。 ・事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手している。 ・賦課期日時点で豊中市に居所があると申告した者の課税資料が提出されるため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。 削除 ○他団体から入手するもの ・入手した課税資料については、職員が基本4情報に基づいて豊中市の課税対象者と合致するか確認している。 ○住基ネットで入手するもの ・基本4情報または個人番号の検索により一致した対象者の情報のみ入手するため、対象者以外の情報を入手することは原則行われない。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	○他団体から入手するもの ・郵送やeLTAX(国税連携システム)によるやり取りとし、メールやFAX等の不適切な方法によるやり取りは行わない。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。	・窓口で本人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、職員または委託事業者が委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認を行う。	事前	重要な項目の変更
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税総合システム、イメージ管理システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	・税総合システム、イメージ管理システム、NTAXシステムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・担当者以外、eLTAX、国税連携システムにログインできないよう、システムで制御している。	・eLTAX(国税連携システム)、住基ネットは、利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。	・システムを利用する職員、委託事業者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・イメージ管理システム・eLTAX・国税連携システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・課税支援システム	左記システム廃止のため記述を削除	事後	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右の記述を追記	・イメージ管理システム ・NTAXシステム	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となり、未使用時は接続できないよう制御している。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	右の記述を追記	・情報端末への外部媒体の接続については、使用時に限り、権限のある者のみ一時的に接続可能となるが、使用できるのは、予め使用権限が認められた者に限られている。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	右の記述を追記	・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的実施し、委託元へ報告することとしている。 ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。	事後	重要な項目の変更であるが、記載漏れの追加のため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-4 具体的な制限方法	右の記述を追記	・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業員に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。	事前	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にとは当たらない
令和2年8月4日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	右の記述を追記	・課税資料や各種届出等の受け渡しの記録を残すため、授受簿を作成することとしている。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にとは当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化	・作業場所、作業範囲の明確化 ・作業場所における責任者、情報保護管理責任者の設置	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的方法	情報の提供 納税通知書や個人市・府民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知（住外者の二重課税防止）等の発送に当たっては、発送記録を残している。	情報の提供 扶養は正情報、住民登録外課税通知、課税資料の提供にあたっては、提供した記録を残している。	事前	重要な項目の変更であるが、明らかにリスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	情報の提供 納税通知書や個人市・府民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知（住外者の二重課税防止）の発送、国税庁への提供については、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。	情報の提供 郵送または国税連携システムによる提供とし、メールやFAX等による提供は行わない。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。 eLTAXでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不適切な方法でのデータ提供ができないような対策を実施している。 納税通知書、個人市・府民税申告書地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、送付前に送付先の確認を徹底している。	情報の提供 正しい情報を提供するために、提供前に複数の担当者による二重チェックを行っている。 国税連携システムでの提供については、予め定められた仕様に基づく、データ提供に限定しており、不必要なデータ提供ができないようシステム上担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ （※2）番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可プラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可プラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 - 具体的措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 右の内容を追記	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅲ-7 リスク3 手順の内容	・保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報をシステムにて自動判別し消去している。	・保存年限の定めに応じて、保存年限の過ぎた特定個人情報は、システムにてデータベースから消去している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅳ-2 具体的な内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅳ-3	-	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年8月4日	Ⅵ-1-①実施日	2015/8/25	2020/8/3	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅵ-2-②実施日・期間	右記を追加	【2回目】令和2年4月6日(月曜日)から令和2年5月8日(金曜日)まで	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅵ-2-④主な意見の内容	右記を追加	【2回目】意見なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅵ-2-⑤評価書への反映	右記を追加	【2回目】意見なしのため反映なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅵ-3-①実施日	右記を追加	【2回目】令和2年6月12日(金曜日)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	Ⅵ-3-③結果	右記を追加	【2回目の結果】評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	別紙3 (移転先番号3)事務内容	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	別紙3 (移転先番号4) 事務内容	豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年8月4日	I-1-②別添1(1)図上②⑨	他課	財政課	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和2年10月20日	I-2	右記のシステムを追加	システ12: 電子申込システム	事前	
令和2年10月20日	(別添1) 事務内容_(1) 全体	③市・府民税申告書が提出される。	③-1 窓口または郵送で市・府民税申告書が提出される。 ③-2 電子申込システムにより市・府民税申告書が提出される。	事前	
令和2年10月20日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	・個人番号が含まれる届出(市・府民税申告書)をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。	事前	
令和2年10月20日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	右記を追加	・オンラインで申告書等を提出する場合は、公的個人認証による電子署名で本人確認を行う。	事前	
令和2年10月20日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	右記を追加	・電子申込システムは、取り扱う職員を限定し、提出された個人番号が含まれる届出(市・府民税申告書)を出力する場合は、権限のある特定の端末を使用して入手している。	事前	
令和2年10月20日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム システムにはIDとパスワードで認証。	・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム3 ①システムの名称	税収納管理システム	収納管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2 システム3 ③他のシステムとの接続	[○] 庁内連携システム	[] 庁内連携システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-2 システム11 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	(別添1) 事務内容 (3) 収納編	事務の流れ(収納編) ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTAX・クレジットカードを利用し納付する。	事務の流れ(収納編) ⑦ コンビニ・金融機関・郵便局・口座振替・eLTAX・クレジットカード・スマートフォン決済等を利用し納付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅱ-2 ④記録される項目 主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅱ-2 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・国税関係情報: 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報: 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・医療保険関係情報: 社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のため。 ・年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他: 口座振替情報を管理するため。	【業務関係情報】 ・国税関係情報: 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報: 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・医療保険関係情報: 社会保険料支払額を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・障害者福祉関係情報: 障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のため。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 障害者控除の適否の判断をし、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。 ・その他: 口座振替情報を管理するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅱ-3 ③入手の時期・頻度	右記を追加	・障害者福祉関係情報について、2月に入手	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅱ-5 提供先2 ⑥提供方法	[○] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙	[○] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ－6 ③消去方法	保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。	保管期間を過ぎたデータについては適宜システムから削除を行い、ハード更改の際は物理的破壊により完全に消去する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	592.調整控除適用区分、593.業務雑収入、594.算出調前給与所得、595.算出所得調整控除1項、596.算出所得調整控除2項、597.算出業務雑所得、598.特定支出額、599.算出年金以外合計所得、600.人的控除合計額差額	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	別紙2 (移転先番号9)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	別紙2 (移転先番号22)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課	保険給付課 保険資格課 保険収納課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	Ⅲ－2 リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	○本人、給与支払者等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワードでログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。	○本人、給与支払者等から入手するもの ・書面以外の、口頭や電話、メール等の不適切な方法では届出を受け付けない。 ・アクセス権限を有する職員が許可されたIDとパスワード、生体認証でログインをした端末以外ではシステムにアクセスできないようにしている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅲ－3 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・税総合システム・中間サーバー 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・庁内連携システム・団体内統合宛名システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	・税総合システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDとパスワード、生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット 端末にはIDとパスワードで認証。 システムにはIDと生体情報で認証。 ・庁内連携システム 個人住民税事務担当者はアクセスできないよう制御。 ・イメージ管理システム・eLTAX(国税連携システム)・NTAXシステム・電子申込システム システムにはIDとパスワードで認証。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅲ－7 リスク1：⑤具体的な対策の内容	・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員が常駐して、委託業者のみによるサーバー室内での作業を許可しない対策を実施している。	・住民基本台帳システム等のサーバーが保管されているサーバー室においては、職員もしくは電子計算機室統合運用保守業務の委託業者が常駐しその他の委託業者のみによる作業を許可しない対策を実施している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅳ－1～②監査 具体的な内容	民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善している。	削除	事前	
令和4年1月21日	Ⅰ－6～② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第8号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照) ・番号法第19条第9号 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年1月21日	Ⅱ－5～① 法令上の根拠	提供先1 番号法 第19条第7号 (別表第二)に定める情報照会者(別紙1参照) 提供先4 番号法第19条第9号 提供先6 番号法 第19条第9号 提供先7 番号法第19条第8号	提供先1 番号法 第19条第8号 (別表第二)に定める情報照会者(別紙1参照) 提供先4 番号法第19条第10号 提供先6 番号法 第19条第10号 提供先7 番号法第19条第9号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅱ-2 ④記録される項目 - 全ての記録項目 (別添2)ファイル記録項目	主な特定個人情報ファイル記録項目(収納ファイル) 1 課税年度 2 相当年度 3 税目CD 4 期別CD 5 宛名番号 6 調定額 7 納期限 8 納付額 9 領収日 10 収入日 11 更新日	変更前の項目に下記を追加 12 使用業務CD 13 口座用途区分 14 口座開始年月日 15 口座停止年月日 16 口座履歴番号 17 金融機関CD 18 店舗CD 19 口座種別 20 口座番号 21 名義人漢字 22 名義人カナ 23 振替方法 24 口座振替依頼日 25 一時停止該当区分 26 備考 27 異動事由CD 28 登録年月日 29 異動年月日 30 論理削除区分 31 論理削除年月日 32 処理年月日 33 処理時刻 34 更新者職員番号	事前	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	(別添1) 事務内容 (1)全体編	⑯ 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。	⑯-1 本人等からの請求にもとづき、課税証明書を発行する。 ⑯-2 電子申込システムにより課税証明書交付請求書が提出される。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更にあたらない
令和4年12月16日	(別添1) 事務内容 (2)窓口編	4)課税証明書(過年度分のみ)の発行依頼があった場合 4-①(委託事業者が)市民課よりシステム上出力できない課税証明書の発行依頼を受け、課税証明書を作成し、(職員が)点検を行う。 4-②(委託事業者が)市民課へ証明書を渡す。	削除	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年12月16日	I-2. システム12-②	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。このシステムを使用し、市・府民税申告書の電子申告や各種証明書の電子での交付請求及び市税過誤納金の電子での還付請求を受付する。	市民がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネット(電子)から各種届出や申請の申込をするシステム。このシステムを使用し、市・府民税申告書の電子申告や各種証明書の電子での交付請求及び市税過誤納金の電子での還付請求を受付する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納税業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関にて利用されるため。	・課税資料に個人番号が記載されるようになり、その課税資料に基づき賦課情報を作成するため。 ・納税者に対する課税・納税業務を適正に行うため。 ・賦課情報は共通基盤から中間サーバーに提供され、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関にて利用されるため。 ・過誤納還付金を、登録済の公金受取口座への振込を希望する納税者に対応するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。	・個人特定、名寄せの効率化等の業務の円滑化が図られる。 ・減免申請の際の生活保護受給証明書の添付書類が不要となる。 ・扶養控除の適用要件の確認において、事務の効率と正確性が向上する。 ・過誤納還付金振込口座の確認において、事務の効率と正確性が向上する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・その他、口座振替情報を管理するため。	【業務関係情報】 ・その他、口座情報を管理するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	Ⅱ個別的に対応する事務 ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手	Ⅱ個別的に対応する事務 ・宛名情報について、住民基本台帳が更新される都度入手 ・5月以降、新規申告及び、税額更正に関する申告時に入手 ・各種届出が提出される都度入手 ・口座振替の申込みがあった都度入手 ・公金受取口座への過誤納還付金振込の申込みがあった都度入手	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	Ⅱ-4. 委託事項3-⑥ Ⅱ-4. 委託事項4-⑥	トッパン・フォームズ株式会社	株式会社パソナ	事前	
令和4年12月16日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (66件) [○]移転を行っている (29件)	[○]提供を行っている (67件) [○]移転を行っている (37件)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号29) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第31条の2	第31条の2の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号45) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第44条の2	第44条の5	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号57) ①法律上の根拠(主務省令の条項)	第50条	—	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号58) ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙1 (提供先番号61) 提供先 ①法律上の根拠 ②提供先における用途	右記を追加	(提供先番号61) 提供先 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法律上の根拠 ・別表第二の項番:121 ・主務省令の条項:第59条の4 ②提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号1) 事務内容	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親の認定若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号3) 移転先 別表第一の項番 事務内容	移転先:子育て給付課 別表第一の項番:9 事務内容: 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号5) 事務内容	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号6) 事務内容	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号7) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:社会福祉協議会 別表第一の項番:18 事務内容: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号9) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:学務保健課 別表第一の項番:27 事務内容: 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年12月16日	別紙2 (移転先番号31) 移転先 別表第一の項番 事務内容	右記を追加	移転先:特別給付実施部署(地域共生課) 別表第一の項番:101 事務内容: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	I-7-①部署	財政課	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	I-7-②所属長の役職名	財政課長	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	I-1-②別添1(1)図上㉔㉕	財政課	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	II-2-⑥事務担当部署	財政課	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	II-3-⑦使用の主体 使用部署	財政課	削除	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	Ⅱ-5 提供先5 ①法令上の根拠	豊中市個人情報保護条例 第18条	個人情報の保護に関する法律 第78条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	Ⅱ-6-①保管場所	右記を追記	<税総合システムにおける措置> ①税総合システム・イメージ管理システム・NTAXシステムはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、顔認証等により事前申請との照合を行う。またデータセンターは24時間365日有人監視を行っている。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された税総合システムサーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号1)移転先	母子保健課	おやこ保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号2)移転先	こども相談課 子育て給付課	こども政策課 おやこ保健課 子育て給付課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号3)移転先	保健予防課	健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号10)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号11)移転先	保険資格課	保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号21)移転先	母子保健課	おやこ保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号23)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課	保険給付課 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号25)移転先	保険給付課 保険資格課 保険収納課 長寿社会政策課 長寿安心課	保険給付課 保険相談課 長寿社会政策課 長寿安心課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号26)移転先	保健予防課	健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号27)移転先	保険資格課	保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	別紙2 (移転先番号30)移転先	保険資格課	保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	Ⅲ-3-リスク2 特定個人情報の使用の記録 -具体的な方法	下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。 ・税総合システム ・住基ネット ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・eLTAX(国税連携システム) ・イメージ管理システム ・NTAXシステム	下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存するとともに、情報連携記録については定期的に関係者に供覧し確認している。 ・税総合システム ・住基ネット ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・eLTAX(国税連携システム) ・イメージ管理システム ・NTAXシステム	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行うとともに、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護施行規則の諸条件の規定を誠実に守り、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理することを契約書にて明示している。	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行うとともに、個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を誠実に守り、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を処理することを契約書にて明示している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	・委託元は必要に応じて作業現場へ立入検査を行うことができるものとしている。 ・委託元の指示により委託先はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとしている。 ・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的の実施し、委託元へ報告することとしている。 ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。	・委託元は構築開始前にデータセンターへの立入検査を実施している。 ・委託元は必要に応じて作業現場へ立入検査を行うことができるものとしている。 ・委託元の指示により委託先はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとしている。 ・委託先において、情報セキュリティに関する内部監査を定期的の実施し、委託元へ報告することとしている。 ・委託先において、責任者や担当者を配置し、委託元との連絡体制が速やかに行える状態にしておくこととする。	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 -具体的な制限方法	・定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。 ・入退室を管理し、許可された者以外は作業場所に立ち入ることができない。 ・当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。 ・アクセス制御を実施している。 ・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業者に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。	・委託先に対して遠隔保守等、定められた場所以外での作業を認めておらず、電磁的記録媒体等の搬送を伴う場合も豊中市情報セキュリティ対策基準に基づいて行っている。 ・入退室を管理し、許可された者以外は作業場所に立ち入ることができない。 ・当市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。 ・アクセス制御を実施している。 ・端末へのログインは、個別に貸与された固有IDを使用するものとする。また、委託先の従業者に退職、異動等があった場合は、速やかに委託元へIDを返却するものとする。	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 -既定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 -具体的な方法	再委託の許諾方法 ・委託先から再委託の許諾依頼書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、豊中市個人情報保護条例及び豊中市個人情報保護条例施行規則の規定や契約書に定める条項を守ることを条件に許諾可否を判断している。	再委託の許諾方法 ・委託先から再委託の許諾依頼書を提出させ、内容を確認した上で、再委託先にも委託先同様、個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定や契約書に定める条項を守ることを条件に許諾可否を判断している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-5-リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール -ルール内容及びルール遵守の確認方法	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで豊中市個人情報保護条例第18条の規定に則ったものであることを確認している。	自己情報の開示請求者 請求内容の審査や本人確認を厳格に行うことで個人情報の保護に関する法律第78条の規定に則ったものであることを確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-5-リスク2 リスクに対する措置の内容	自己情報の開示請求者 豊中市個人情報保護条例の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	自己情報の開示請求者 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、市民へ情報を提供する際は、書面での提供のみとなっており、メールや電話等による書面以外の方法による提供を行わない。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	Ⅲ-7-⑤物理的対策	右記を追記	＜データセンターにおける措置＞ ①税総合システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、金属探知機や警備員などにより確認している。	事前	
令和5年9月8日	Ⅲ-7-⑥技術的対策	右記を追記	・データセンターと当市との接続は専用回線を用い、外部からの接続を制御している。	事前	
令和5年9月8日	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業者（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。	委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業者（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年9月8日	V-1-②請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	VI-2-②実施日・期間	右記を追記	【4回目】令和5年4月24日（月曜日）から令和5年5月15日（月曜日）まで	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	VI-2-④主な意見の内容	右記を追記	【4回目】意見なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	VI-2-⑤評価書への反映	右記を追記	【4回目】意見なしのため反映なし。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	VI-3-①実施日	右記を追記	【4回目】令和5年8月2日（水曜日）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年9月8日	VI-3-②方法	豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申（点検結果）を決定。	【1回目～3回目】 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会により第三者点検を行う。 ・豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会から委員会の専門部会へ評価を委任。 ・専門部会で評価書の審議を行い答申（点検結果）を決定。 【4回目】 個人情報保護、情報セキュリティに関する外部の学識経験者2名により第三者点検を行い、点検結果報告書を受領。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	VI-3-③結果	右記を追加	【4回目の結果】 評価書の記載内容は問題が認められた箇所は無く了解を得た。「留意すべき事項がある」との点検結果により評価書の修正を行った意見については以下のとおり。 ・「Ⅲリスク対策」「特定個人情報の使用の記録」の「具体的な方法」において、情報連携記録の取扱を追記した。 ・「Ⅲリスク対策」「情報管理体制の確認」において、委託元が構築開始前にデータセンターへの立入検査を実施している旨、追記した。 ・「Ⅲリスク対策」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」の「具体的な方法」において、データセンターにおける保守について、遠隔保守を行っていないのであれば、その旨を記載しておくのが望ましいとの意見を受け、文言を追記した。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-2-システム11-①	NTAXシステム	確定申告Vシステム	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	I-5 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(別表第一の第16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法 第9条第1項(別表第24の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-6-②-1 情報提供の根拠	・番号法第19条第8号別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	I-6-②-2 情報照会の根拠	・番号法第19条第8号別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48の項	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-提供・移転の有無	提供を行っている(67)件 移転を行っている(37)件	提供を行っている(78)件 移転を行っている(39)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-提供先1	番号法 第19条第8号(別表第二)に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-提供先1-①法令上の根拠	番号法 第19条第8号(別表第二)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-提供先1-②提出先における用途	番号法別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表に定める各事務	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-移転先1	番号法 第9条第1項(別表第一)に定める同一機関内の事務実施者(別紙2参照)	番号法 第9条第1項(別表)に定める同一機関内の事務実施者(別紙2参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-5-移転先1-②提出先における用途	番号法 第9条第1項(別表第一)に定める各事務(別紙2参照)	番号法 第9条第1項(別表)に定める各事務(別紙2参照)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	II-6-①保管場所<税総合システム>における措置	①税総合システム・イメージ管理システム・NTAXシステムはデータセンターに設置している。	①税総合システム・イメージ管理システム・確定申告Vシステムはデータセンターに設置している。	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更に当たらない
令和6年9月27日	(別添2)ファイル記録項目	右記を追記	項目名 601 定額減税可能額 602 市定額減税前所得割 603 市定額減税額 604 府定額減税前所得割 605 府定額減税額 606 免除前森林環境税額 607 森林環境税免除額 608 免除後森林環境税額	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 一番上の行に記載された※の法律	※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 表題	(別紙1) 番号法 第19条第8号(別表第二)に定める提供先一覧表	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 提出先	(別表第二の情報照会者)	(番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 ①法令上の根拠 C列	別表第二の項番	番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の項番	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 ①法令上の根拠 D列	主務省令※の条項	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 ②提供先における用途	(別表第二の事務)	(番号法19条8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 (提出先番号1) ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 (提出先番号2) ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 (提出先番号3) ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1 (提出先番号4) 提供先	右記を追記	総務大臣又は都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号4） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	4	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号4） ②提供先における用途	右記を追記	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号5） ①法令上の根拠（項番）	4	5	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号5） ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号6） ①法令上の根拠（項番）	6	7	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号6） ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号7） ①法令上の根拠（項番）	8	11	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号7） ②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号8） ①法令上の根拠（項番）	9	13	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号8） ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号9） ①法令上の根拠（項番）	11	15	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号9） ②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号10） ①法令上の根拠（項番）	16	20	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号10） ②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号11） ①法令上の根拠（項番）	18	20	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号11） ②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号12） ①法令上の根拠（項番）	20	37	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号12） ②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号13） ①法令上の根拠（項番）	23	39	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号13） ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号14） ①法令上の根拠（項番）	26	42	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号14） ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号15） ①法令上の根拠（項番）	27	48	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号15） ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号16） ①法令上の根拠（項番）	28	49	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号16） ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（行21）	厚生労働大臣又は共済組合等 29 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら の法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号17） 提出先	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号17） ①法令上の根拠（項番）	31	53	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号17） ②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号18） ①法令上の根拠（項番）	34	57	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号18） ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号19） ①法令上の根拠（項番）	35	58	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号19） ②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号20） ①法令上の根拠（項番）	37	59	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号20） ②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号21） ①法令上の根拠（項番）	38	63	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号21） ②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号22） ①法令上の根拠（項番）	39	65	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号22） ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号23） ①法令上の根拠（項番）	40	66	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号23） ②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号24） ①法令上の根拠（項番）	42	69	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号24） ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号25） ①法令上の根拠（項番）	48	73	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号25） ②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号26） ①法令上の根拠（項番）	53	75	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号26） ②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号27） 提出先	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号27） ①法令上の根拠（項番）	54	76	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号27） ②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号28） ①法令上の根拠（項番）	57	81	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号28） ②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号29） ①法令上の根拠（項番）	58	83	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号29） ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号30） ①法令上の根拠（項番）	59	84	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号30） ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号31） ①法令上の根拠（項番）	61	86	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号31） ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号32） ①法令上の根拠（項番）	62	87	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号32） ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号33） ①法令上の根拠（項番）	63	88	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号33） ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号34） ①法令上の根拠（項番）	64	89	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号34） ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号35） ①法令上の根拠（項番）	65	90	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号35） ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号36） ①法令上の根拠（項番）	66	91	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号36） ②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号37） ①法令上の根拠（項番）	67	92	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号37） ②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号38） ①法令上の根拠（項番）	70	96	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号38） ②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号39） ①法令上の根拠（項番）	71	98	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号39） ②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号40） 提出先	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号40） ①法令上の根拠（項番）	74	106	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号40） ②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号41） 提供先	右記を追記	市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号41） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	108	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号41） ②提供先における用途	右記を追記	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号42） ①法令上の根拠（項番）	80	115	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号42） ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（行48）	厚生労働大臣 84 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号43） 提出先	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号43） ①法令上の根拠（項番）	85の2	124	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号43） ②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号44） ①法令上の根拠（項番）	87	125	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号44） ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号45） ①法令上の根拠（項番）	91	129	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号45） ②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号46） 提出先	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又平成八年法律八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成八年法律82号附則第48条第一項に規定する指定基金	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号46） ①法令上の根拠（項番）	92	130	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号46） ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成八年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号47） ①法令上の根拠（項番）	94	132	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号47） ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号48） ①法令上の根拠（項番）	97	137	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号48） ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号49） ①法令上の根拠（項番）	101	138	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号49） ②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（行56）	農林漁業団体職員共済組合 102 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号50） ①法令上の根拠（項番）	103	140	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号50） ②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号51） ①法令上の根拠（項番）	106	141	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号51） ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号52） ①法令上の根拠（項番）	107	142	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号52） ②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号53） ①法令上の根拠（項番）	108	144	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号53） ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号54） 提供先	右記を追記	総務大臣	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号54） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	147	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号54） ②提供先における用途	右記を追記	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号55） ①法令上の根拠（項番）	113	151	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号55） ②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第151条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号56） ①法令上の根拠（項番）	114	152	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号56） ②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（行64）	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会 115 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号57） ①法令上の根拠（項番）	116	155	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号57） ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号58） ①法令上の根拠（項番）	117	156	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号58） ②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号59） ①法令上の根拠（項番）	120	158	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号59） ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号60） 提供先	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号60） ①法令上の根拠（項番）	121	160	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号60） ②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号61） 提供先	右記を追記	都道府県知事等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号61） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	161	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号61） ②提供先における用途	右記を追記	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号62） 提供先	右記を追記	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号62） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	163	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号62） ②提供先における用途	右記を追記	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号63） 提供先	右記を追記	都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号63） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	164	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号63） ②提供先における用途	右記を追記	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号64） 提供先	右記を追記	都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号64） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	165	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号64） ②提供先における用途	右記を追記	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号65） 提供先	右記を追記	都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号65） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	166	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号65） ②提供先における用途	右記を追記	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号66） 提供先	右記を追記	文部科学大臣	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号66） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	167	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号66） ②提供先における用途	右記を追記	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号67） 提供先	右記を追記	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号67） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	168	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号67） ②提供先における用途	右記を追記	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号68） 提供先	右記を追記	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号68） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	169	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号68） ②提供先における用途	右記を追記	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号69） 提供先	右記を追記	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号69） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	170	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号69） ②提供先における用途	右記を追記	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号70） 提供先	右記を追記	文部科学大臣	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号70） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	171	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号70） ②提供先における用途	右記を追記	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号71） 提供先	右記を追記	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号71） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	172	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号71） ②提供先における用途	右記を追記	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号72） 提供先	右記を追記	都道府県知事	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号72） ①法令上の根拠（項番）	右記を追記	173	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙1（提出先番号72） ②提供先における用途	右記を追記	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2 表題	（別紙2） 番号法第9条第1項（別表第一）に定める移転先一覧表	（別紙2） 番号法第9条第1項（別表）に定める移転先一覧表	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2 項番	別表第一の項番	別表の項番	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2 事務内容	事務内容（別表第1下欄）	事務内容（別表下欄）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号1） 項番	7	8	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号1） 事務内容	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号2） 項番	8	9	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号3） 項番	10	14	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号3） 事務内容	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号4） 項番	12	21	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号5） 項番	14	22	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号6） 項番	15	23	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号6） 事務内容	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（行9）	社会福祉協議会 26 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号7） 項番	19	27	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号7） 事務内容	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号8） 項番	27	40	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号9） 提供先	保険給付課 保険相談課	保険給付課 保険相談課 健康推進課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号9） 項番	30	44	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号9） 事務内容	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号10） 提供先	保険相談課	保険相談課 （国民年金係）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号10） 項番	31	46	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号10） 事務内容	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号11） 項番	34	51	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号11） 事務内容	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号12） 項番	35	52	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号12） 事務内容	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号13） 項番	37	56	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号13） 事務内容	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号14） 項番	41	61	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号14） 事務内容	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号15） 項番	43	63	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号15） 事務内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号16） 項番	44	64	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号17） 項番	45	65	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号18） 提供先	障害福祉課	障害福祉課 （主体は大阪府）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号18） 項番	46	66	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号18） 事務内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号19） 項番	47	67	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号19） 事務内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号20） 項番	49	70	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号20） 事務内容	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法（昭和40年法律第141号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号21） 項番	56	81	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号21） 事務内容	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号22） 提出先	右記を追記	地域共生課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号22） 項番	右記を追記	82の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号22） 事務内容	右記を追記	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号23） 提出先	保険給付課 保険相談課	保険給付課 保険相談課 健康推進課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号23） 項番	59	85	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号23） 事務内容	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号24） 提出先	右記を追記	住宅課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号24） 項番	右記を追記	93	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号24） 事務内容	右記を追記	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号25） 項番	63	95	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号26） 項番	68	100	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号26） 事務内容	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号27） 項番	70	105	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号27） 事務内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号28） 提出先	保険相談課	保険相談課 （国民年金係）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号28） 項番	83	116	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号28） 事務内容	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号29） 項番	84	117	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号29） 事務内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号30） 項番	94	127	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号30） 事務内容	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号31） 提出先	保険相談課	保険相談課 （国民年金係）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号31） 項番	95	128	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号31） 事務内容	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号32） 提出先	右記を追記	医療支援課（申請の受理のみ）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号32） 項番	右記を追記	131	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号32） 事務内容	右記を追記	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号33） 項番	101	135	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙2（転移先番号33） 事務内容	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙3（転移先番号3） 事務内容	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年豊中市条例第51号）による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年9月27日	別紙3（転移先番号4） 事務内容	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例（平成29年豊中市条例第41号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年豊中市条例第38号）による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ－３－リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	NTAXシステム	確定申告Vシステム	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月27日	Ⅲ－３－リスク2 具体的な管理方法	NTAXシステム	確定申告Vシステム	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月27日	Ⅲ－３－リスク2－特定個人情報の使用の記録－具体的な方法	NTAXシステム	確定申告Vシステム	事後	すでに実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月27日	I－2 システム7－②	5 中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号別表第二に定められた情報照会者に提供するための住民票情報を中間サーバーに連携する。	5 中間サーバー連携機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報照会者に提供するための住民票情報を中間サーバーに連携する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
	別紙参照				